

# 桑名市の環境

(令和3年度版)

桑名市 市民環境部 環境対策課

## はじめに

近年、地球温暖化、酸性雨などの地球環境問題が社会に様々な影響を与えることが懸念されており、人と自然が共生できる真に豊かで安心して暮らせる環境を確保し、将来の世代に継承する取り組みを進めなくてはなりません。

桑名市は、行政サービスを行う主体であるとともに地域最大級の事業者・消費者です。その活動が地球環境へ過大な負荷を及ぼしていることを認識し、環境への負荷の低減、環境保全及び公害の未然防止に努めます。

## 目次

1. 桑名市の概要	P 2
(1) 位置・面積	
(2) 地形・地勢	
2. 環境施策	P 2
(1) 桑名・員弁広域環境基本計画	
(2) 桑名市スマート・エネルギー構想	
(3) 桑名市省エネオフィスプラン	
3. 地球温暖化問題	P 3
(1) 地球温暖化対策	
(2) 新エネルギー・省エネルギー	
4. 公害対策	P 4
(1) 大気汚染	
(2) 水質汚濁	
(3) 騒音・振動	
(4) 悪臭	
(5) 地盤沈下	
(6) 公害苦情	
5. 環境衛生	P 1 1
(1) 衛生	
(2) 狂犬病予防及び動物愛護	
(3) 火葬場の運営管理	
(4) 廃棄物対策	
6. 自然環境	P 1 4
(1) 天然記念物	
(2) 自然環境調査	
7. 資料編	P 1 5

## 1. 桑名市の概要

### (1) 位置・面積

桑名市は三重県の北部に位置し、市域面積 136.65 km<sup>2</sup>、南北に 17.8km、東西に 16.5km の広がりをもつ都市です。名古屋から 25km 圏内にあり、東は愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び東員町、南は伊勢湾及び四日市市圏域に接しています。

### (2) 地形・地勢

桑名市の地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と、伊勢湾に面した木曾三川と員弁川が造る堆積平野、木曾川・長良川によって造られた輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯により形成されます。

市内には揖斐川、長良川、木曾川などの一級河川、員弁川、嘉例川などの二級河川が流れるとともに、養老山系を流れる小河川等があります。

## 2. 環境施策

### (1) 桑名・員弁広域環境基本計画

桑員地域 2 市 2 町において、快適で安心して暮らせる自然環境・生活環境・社会環境を目指し、さらに資源循環型社会の構築に向けて自治体の垣根を越えて広域的に取り組むために、平成 12 年度に「桑名・員弁広域環境基本計画」及び「環境基本計画実行計画」を策定しました。そして、平成 26 年 3 月、計画期間の終了に伴い、全面的に見直しを加えた新たな「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。これらの計画に基づき、アダプトプログラム等の施策を実施しています。

・アダプトプログラム登録団体数 82 団体（令和 4 年 3 月末現在）

### (2) 桑名市スマート・エネルギー構想

東日本大震災を契機に、市民・事業者・行政の連携による省エネルギー等の実行や、効率的なエネルギー運用などを行い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを可能な範囲で安定的・継続的に確保できるまちを目指し、総合的に政策を進めていくため、平成 25 年 3 月「桑名市スマート・エネルギー構想」を策定しました。「創る」・「省く」・「賢く使う」・「学ぶ」を構想の柱とし、新エネルギーや省エネルギーに関する施策の充実・強化を図っており、環境学習出前講座など、構想実現に向けた取り組みを進めています。

### (3) 桑名市省エネオフィスプラン

本市では、環境マネジメントシステムを構築・運用し、平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証の取得を、平成 21 年 4 月からは自己適合宣言により、第三者によらない独自の運用を行ってきました。平成 26 年 3 月、温室効果ガスの削減やエネルギー使用量の削減に重点的に取り組むため、環境マネジメントシステムと地球温暖化防止実行計画を統合し、より効率の良い運用を図るとともに、仕組みと事務の簡素化ができるよう「桑名市省エネオフィスプラン」として改訂しました。平成 31 年 3 月より、引き続き桑名市職員一人ひとりの環境への意識を高め、温室効果ガスの排出削減を推進する「第 2 期桑名市省エネオフィスプラン」が始動し

ました。桑名市役所温暖化対策基本方針に基づき、事務事業における環境配慮に率先して取り組み、環境と共生した持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策を推進します。

### 3. 地球温暖化問題

#### (1) 地球温暖化対策

地球温暖化問題は、全ての人に関わる問題です。また、原因物質の発生源が広範囲に及ぶとともに、発生に要した時間に比べてその影響が長く持続し、将来の人類の生存基盤さえも脅かしかねない広域的かつ継続的な問題です。

桑名市では「桑名市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市内の公共施設・組織及び事務・事業活動等において温室効果ガスの削減に努めています。

また、平成 21 年に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」で、桑名市は特定事業者指定され、施設の省エネルギー管理が義務付けられました。

そのため使用電力量の多い一定の施設にデマンド監視装置を取り付け電気使用の省力化を図るとともに、省エネルギー診断によってエネルギー使用の無駄を省くなど、毎年 1 % の温室効果ガス削減を目標に取り組んでいます。

東日本大震災以降は、電力不足への対策として、空調、照明、電気機器の適正使用の徹底を図る省エネオフィス活動に取り組んでいます。

以上の取り組みの結果、令和 3 年度の温室効果ガス算定排出量は 12,623t-CO<sub>2</sub> となり、令和 2 年度の 14,150t-CO<sub>2</sub> から約 10.8%減少しました。

#### (2) 新エネルギー・省エネルギー

石油・石炭などのエネルギー資源の枯渇と地球温暖化問題への対応から、桑名市全体のエネルギー利用の実態調査を通じて、新エネルギーの導入に向けた方針を検討した「桑名市地域新エネルギービジョン」を平成 23 年 2 月に策定しました。その後当ビジョンの具体化を図るため「桑名市スマート・エネルギー構想」が策定され、平成 27 年度まで新エネルギーの普及支援として、家庭及び事業所向け太陽光発電施設等の設置に対する助成を行いました。現在は、照明器具の LED 化など電気機器の更新により、二酸化炭素の排出量削減に努めています。

[表 3-1] 家庭用新エネルギー等普及支援補助金交付件数

対象設備	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
太陽光発電設備	—	63 件	196 件	98 件	199 件	216 件	150 件
小型風力発電設備	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	—	—
ガスエンジン給湯器	4 件	4 件	4 件	1 件	0 件	—	—
燃料電池	—	—	—	1 件	1 件	18 件	31 件
蓄電池	—	—	—	—	1 件	6 件	25 件

## 4. 公害対策

### (1) 大気汚染

大気汚染は、私たちの生活を支えるエネルギー源である石油や石炭などの化石燃料を燃やすことにより発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質などに起因するものや、私たちの生活を豊かにしてくれる様々な化学物質の中にも、大気に放出されることにより有害となる物質があり、これらが原因となる場合もあります。いずれも、大気中の汚染濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育に悪影響を及ぼすことがあります。

桑名市では、市内8ヵ所で大気中の窒素酸化物の濃度を測定しており、その結果は、すべて環境基準を満たしていました。

[表 4-1] 窒素酸化物(二酸化窒素濃度)測定結果 (令和3年度)

(環境保全目標(三重県)：年平均値 0.02ppm 以下，測定法：サトルツマン法，単位：NO<sub>2</sub>ppm)

場 所	4 月	5 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	1 月	2 月	3 月	平均
桑名市役所	0.006	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.010	0.011	0.008	0.008	0.008
大山田東小学校	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005
桑名西高校	0.007	0.008	0.006	0.007	0.008	0.008	0.010	0.010	0.008	0.007	0.008
桑名警察署	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.010	0.011	0.009	0.009	0.009
大成小学校	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.004	0.005
深谷小学校	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.003	0.006
在良小学校	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.010	0.010	0.008	0.007	0.008
七和小学校	0.004	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005

(2) 水質汚濁

① 河川

公共用水域については、環境省が水質保全行政の基準として環境基準を設定しています。桑名市は、市内を流れる河川の規模に応じて定期的に水質を測定しています。

水質調査の結果、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、D0（溶存酸素）、大腸菌群数の数値が基準値を超えて検出された地点がありました。

大腸菌群数の数値については、基準値を超える頻度が高く、当審議会でも問題視されていることから、令和2年11月に有害とされるふん便性大腸菌について調査しました。

※ 河川の環境基準においてふん便性大腸菌群数の基準値は存在しないため、参考値として「水浴場の判定基準」と「人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル」を流用する。

水浴場の判定基準

人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル

区分	ふん便性大腸菌群数	ランク	説明	大腸菌群数	
適	AA	不検出	A	顔を川の水につけやすい	100 以下
	A	100 以下	B	川の中に入って遊びやすい	1,000 以下
可	B	400 以下	C	川の中に入れていないが川に近づくことが出来る	1,000 を超える
	C	1,000 以下	D	川の水に魅力がなく近づきにくい	1,000 を超える
不適	1,000 超える				

結果は以下の通りであり、生活環境において問題無いレベルであると判断しました。

採取年月日：令和2年11月17日

測定場所		ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	水浴場の判定基準	人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル	大腸菌群数 (MPN/100ml) (参考)
員弁川	坂井橋	24	A	A	940
員弁川	町屋橋	20	A	A	700
揖斐川	揖斐長良大橋	23	A	A	230
大山田川	沢南橋	140	B	B	22,000
蓮花寺川	稗田橋	38	A	A	3,300
桑部川	桑部橋バス停南側	150	B	B	35,000
古川	正和中学校南東側	55	A	A	7,900
嘉例川	北勢線鉄橋南側	36	A	A	1,700
弁天川	弁天川橋	56	A	A	4,600
三弧子川	三弧子橋	34	A	A	7,900
前川	弁天川合流前	88	A	A	22,000

今後も雑排水の流れ込みによる河川の水質汚濁を防止するため、各世帯の浄化槽の定期的な清掃と下水道の整備（令和2年度普及率・人口割：75.7%）を進めると共に、引き続き河川清掃活動（2回/月）にも積極的に参加する等、水質の維持に努めてまいります。

【主な水質測定項目】

- ・ pH（水素イオン濃度）（pH）

水の酸性、中性、アルカリ性を示す

- ・ BOD（生物化学的酸素要求量）（mg/L）

水中の汚濁物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと  
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す

- ・ COD（化学的酸素要求量）（mg/L）

主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量のこと  
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す

- ・ DO（溶存酸素）（mg/L）

水中に含まれる酸素の量

- ・ SS（浮遊物質）（mg/L）

水中の粒子状物質のうち、粒径（1 $\mu$ m～2mm）の含有量

- ・ 大腸菌群数（MPN/100mL）

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数（ふん便に関係のない水中や土壌中の細菌も含めた数）

※ 令和4年4月1日より「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、大腸菌群数については、新たな衛生微生物指標として大腸菌数に見直されました。

[表 4-2] 環境基準指定河川の水質調査結果（令和3年度）

環境基準指定河川 類型：A類型【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

場所	項目	基準	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月		
員 弁 川	坂 井 橋	水温	—	18.0	7.7	28.0	25.5	21.9	20.1	19.0	12.0	7.2	7.2	
		透視度	—	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
		pH	6.5～8.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.8	8.1	8.1	8.1	7.8	7.6	
		BOD	2以下	1.7	1.1	1.0	0.7	<0.5	0.9	1.0	0.6	1.0	<0.5	
		COD	3以下	1.7	1.2	1.8	2.2	2.5	1.2	0.9	0.8	1.4	0.9	
		DO	7.5以上	10.3	9.6	8.8	9.0	9.0	9.6	10.2	11.5	11.3	11.4	
		SS	25以下	24	2	1	5	1	<1	1	1	2	2	
		大腸菌群数	1,000以下	2,300	3,300	7,900	11,000	11,000	4,900	170	130	170	700	

町屋橋	水温	—	15.0	7.9	28.0	25.4	22.2	20.2	19.5	11.5	7.3	7.0
	透視度	—	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
	pH	6.5~8.5	7.6	7.9	8.1	7.8	7.9	8.1	8.4	8.1	7.9	7.7
	BOD	2以下	1.3	1.4	0.8	0.6	<0.5	1.0	1.5	<0.5	1.2	0.8
	COD	3以下	1.5	1.8	1.9	<0.5	1.2	1.0	1.0	1.1	1.7	1.0
	DO	7.5以上	10.5	9.4	9.0	8.9	8.7	10.0	10.0	11.4	10.6	9.8
	SS	25以下	7	3	2	3	1	<1	2	2	3	3
	大腸菌群数	1,000以下	700	4,900	3,300	2,300	4,900	2,200	1,100	490	790	3,300
揖斐川 名四大橋	水温	—	16.8	7.4	29.1	25.6	23.0	20.2	19.0	14.2	7.6	7.4
	透視度	—	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
	pH	6.5~8.5	7.3	7.4	8.4	7.4	7.4	7.9	7.8	7.6	7.7	8.0
	BOD	2以下	2.3	1.1	1.8	1.2	<0.5	1.4	2.1	0.7	1.0	1.3
	COD	3以下	1.7	1.6	3.5	1.2	1.4	2.4	3.0	2.2	2.9	3.0
	DO	7.5以上	10.2	8.6	10.0	9.0	8.0	8.8	6.3	9.9	7.9	10.4
	SS	25以下	4	3	10	5	2	4	5	2	4	8
	大腸菌群数	1,000以下	490	330	24,000	2,300	3,300	280	23	330	330	70

[表 4-3] 環境基準未指定河川の水質調査結果〔旧桑名地区〕（令和3年度）

※環境基準未指定河川（参考の為、表 4-2 の環境基準のA類型を基準に当てはめています）

場所	採水年月日	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数
基準	—	—	6.5~8.5	2以下	3以下	25以下	7.5以上	1,000以下
大山田川 （沢南橋西側）	R3.11.2	16.0	7.4	1.2	2.7	2	7.3	17,000
蓮花寺川 （稗田橋）	R3.11.2	16.5	8.0	1.3	3.2	1未満	10.9	4,900
桑部川 （桑部橋バス停南側）	R3.11.2	16.7	7.5	4.1	5.8	2	6.8	13,000
古川 （正和中学校南東側）	R3.11.2	19.4	8.1	2.5	7.0	2	10.4	3,500
嘉例川 （北勢線鉄橋南側）	R3.11.2	20.6	8.8	0.7	1.8	1未満	10.9	13,000
弁天川 （弁天川橋）	R3.11.2	19.4	7.5	0.7	1.3	1	10.2	7,900
三弧子川 （三弧子橋）	R3.11.2	19.2	7.8	2.1	2.9	6	8.7	13,000
前川 （弁天川合流前）	R3.11.2	24.0	8.9	1.9	2.7	2	11.9	54,000



[表 4-4] 環境基準未指定河川の水質調査結果〔長島・多度地区〕（令和3年度）

※環境基準未指定河川（参考の為、表 4-2 の環境基準のA類型を基準に当てはめています）

場所		採水年月日	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数
基準		—	—	6.5~8.5	2以下	3以下	25以下	7.5以上	1,000以下
長島川	長島橋 東側	R3.10.11	20.0	7.5	2.0	5.3	13.0	8.8	35,000
肱江川	観音橋 東側	R3.6.1	25.5	7.7	1.6	3.4	3.0	9.3	4,900
		R3.12.14	8.5	7.4	0.6	1.8	2.0	10.7	1,100
	新肱江橋 東側	R3.6.1	25.7	8.0	1.5	2.7	3.0	9.3	1,400
		R3.12.14	9.5	7.5	0.7	1.2	1.0	10.8	790
多度川	多度中学 校南側	R3.6.1	23.5	7.7	0.9	1.2	1<	9.4	1,100
		R3.12.14	10.0	7.8	0.5<	1.1	1<	11.2	790
	香取水門	R3.6.1	23.0	7.5	1.0	1.7	3.0	9.6	700
		R3.12.14	8.3	7.3	1.0	2.7	4.0	10.0	3,300

② 工場排水

特定事業場の排水規制は、公共用水域の水質を保全するため、全国一律な水質汚濁防止法による排水基準と三重県生活環境の保全に関する条例による上乘せ基準によって行われています。また、これらの法令等による濃度規制と合わせて、伊勢湾などの閉鎖性水域において流入する汚濁負荷量を削減し、水質の改善を図ることを目的に化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量の3項目について、総量規制を導入しています。

【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以上
C	水産3級 工業用水1級 D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 Eの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- ※ 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産施物用  
水産 3 級：コイ、フナ、 $\beta$ -貧腐性水域の水産生物用
- 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 6. この表は環境基準指定河川に適用になります。  
員弁川と揖斐川は A 類型になります。

### (3) 騒音・振動

騒音及び振動は、公害の中でも人の感覚に直接影響を与え日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、また、その人の主観や感情・心理的なものに左右されることから、いわゆる「感覚公害」といわれています。一般的に騒音の発生源は、工場・事業所、建設作業、交通機関や飲食店などの深夜のカラオケなどがあります。このほかには、家庭生活に伴う生活騒音や屋外でも拡声器の使用など、多種にわたっています。

桑名市には工業専用地域が少なく、中小規模の工場・事業所が住居と混在する形態が多くあるため、局地的な騒音・振動の発生が見受けられます。また、市内には国道1号線・23号線・258号線、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道などが通過し、交通量の増大による交通騒音の影響も見受けられます。

桑名市では、青葉公園をはじめとして市内3カ所で環境騒音調査及び交通振動調査を行った結果、一箇所(夜間帯)で環境基準を超過していました。また、平成24年度より、市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音状況の常時監視を実施しています。本業務は、桑名市内の自動車交通騒音の監視地域である幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域を対象とし、5カ年で対象箇所(37カ所)全域を実施する予定です。

[表 4-5] 環境騒音調査結果 (令和3年度)

(単位: LAeq: dB)

調査場所		類型	用途地域	昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
一般地域	青葉公園	A	第1種低層住専	50	42
	近鉄住宅東	B	第1種住居	52	49
	かおるヶ丘団地公園前	C	工業	52	44

※環境基準・A・B 昼間: 55 / 夜間: 45  
C 昼間: 60 / 夜間: 50

[表 4-6] 自動車交通騒音調査結果 (令和3年度: 5カ年実施計画・5年目)

路線名	調査場所	騒音 (LAeq: dB)		背後地騒音 (LA95: dB)	
		昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)	昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
水郷公園線	長島町横満蔵	65	59	40	39
水郷公園線	長島町殿名	67	64	43	43
水郷公園線	長島町出口	71	67	40	37
四日市多度線	大字坂井	69	64	35	33
四日市多度線	多度町多度	67	63	40	32

※幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準・昼間: 70 / 夜間: 65

#### (4) 悪臭

悪臭は人に不快感を与えるもので、騒音・振動とともに「感覚公害」といわれ、その原因となる物質は多種多様に及んでいます。発生源としては、工場・事業所から発生するものや、近年の都市化や快適環境への欲求の高まりから、家庭生活やサービス業などからの発生が多くなっています。

悪臭防止法では、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出基準を設けて規制しており、現在 22 物質が指定されています。桑名市は、全域が規制地域となっております。苦情の発生に伴い、工場などの立ち入り調査や改善指導などを行っています。

#### (5) 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の採取や自然的な原因により、地表面が沈下する現象をいいます。地下水の揚水規制、代替水の供給等により、最近では地下水位の回復とともに沈下の進行が沈静化傾向にあります。

水準点の推移については、三重県が市内各地点の標高を調査し確認しています。

[表 4-7] 令和 2 年度水準点成果一覧表 (令和 3 年度版三重県サステナビリティレポートより)

所在地	水準点番号	標高(m)	年間変動量(cm)
長島町間々	県 46-2	-1.0345	-0.62
長島町又木	国 1470	2.1278	-0.51
長島町松ヶ島	県 46-3	0.0766	-0.53
長島町松蔭	建 35-14	5.3551	-0.91
長島町西川	県 46-1	-0.6409	-0.65
長島町青鷺川	県 46-4	-0.9667	-0.41
長島町白鷄	建 35-16	0.3527	-0.5
長島町松東	県 46-5	-1.2608	-0.48
長島町東殿名	国 001-377	-0.76	-0.56
多度町福永	建平賀	亡失	—
多度町中須	建 HR12-1	4.884	-1.58
多度町東福永	下流 IR14	1.2555	-0.6
今島	県今島	亡失	—
播磨	国 1469-1	24.9648	-0.45
上之輪	国 1469	5.0073	-0.49
中央町	国 001-382	0.7828	-0.53
江場	国 1467	1.4637	-0.51
朝日町大貝須	県 46-7	-0.1582	-0.4
太平町	県 1	-1.0993	-0.38
福地	県 47-11	-0.9507	-0.42
城南萱町	県 46-8	0.0689	-0.42

## (6) 公害苦情

公害苦情は、産業型と生活・都市型に大別されますが、最近は快適環境の要求の高まりもあり、近隣生活環境に関わる生活・都市型の苦情が増加する傾向にあります。

特に、住宅地の拡大による工業地域内での住宅の立地、住民同士の生活環境の複雑化などにより、工業地域や住居地域での苦情の発生が多くなっています。

[表 4-8] 公害苦情件数 (令和 3 年度)

大気	水質	騒音	振動	悪臭	野焼き	その他	計
1 件	10 件	19 件	4 件	12 件	22 件	9 件	77 件

※その他…不法投棄等・土壌・地盤沈下

## 5. 環境衛生

### (1) 衛生

公共施設、側溝、排水路等の動力噴霧器による消毒を実施するほか、地元自治会で町内独自に消毒を実施する場合、薬剤の支給を行うなど、蚊・蠅等の撲滅に向けて実施しています。

[表 5-1] 機動力 (令和 3 年度)

機械器具名	台数
サニタリカー	1 台
二兼機	3 台
肩掛噴霧器	1 台
ミストファン	1 台
動力噴霧器	3 台

[表 5-2] 薬剤使用量 (令和 3 年度)

薬剤名	使用量	備考
油 剤	130 リットル	ピレハイス
乳 剤	0.0 リットル	オルソ
	166 本	オルソ (500ml) 入自治会配布
塩化ベンザルコニウム	0.6 リットル	
発砲錠剤	20.045kg	

## (2) 狂犬病予防及び動物愛護

狂犬病予防法に基づき、畜犬登録及び狂犬病予防集合注射を実施し、畜犬の登録管理を実施しています。また、犬と猫の繁殖を抑制し、適正な飼養による生活環境の充実に努めるため、犬と猫の不妊及び去勢手術費に対する補助金を交付しています。

さらに、動物愛護の意識と飼育マナーの向上を図るため、広報誌やホームページ等で啓発を行うとともに、三重県桑名保健所と連携して飼い方の指導も行っています。

[表 5-3] 畜犬登録状況

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規登録	773頭	680頭	591頭	543頭	558頭	625頭	645頭
転入	110頭	129頭	116頭	139頭	140頭	166頭	201頭
転出	145頭	166頭	143頭	148頭	148頭	166頭	189頭
死亡	585頭	702頭	534頭	660頭	601頭	565頭	591頭
失踪・処分	5頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
行政削除	67頭	77頭	165頭	190頭	148頭	122頭	109頭
注射頭数	7,861頭	7,785頭	7,541頭	7,392頭	6,860頭	7,149頭	7,740頭
登録頭数	10,497頭	10,361頭	10,226頭	9,882頭	9,705頭	9,512頭	9,421頭

[表 5-4] 犬・猫不妊及び去勢手術費補助金交付件数

種 別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
犬	不妊	161頭	127頭	109頭	112頭	129頭	143頭	123頭
	去勢	144頭	138頭	132頭	129頭	127頭	123頭	132頭
	合計	305頭	265頭	241頭	241頭	256頭	266頭	255頭
猫	不妊	283頭	314匹	336頭	310頭	241頭	341頭	330頭
	去勢	216頭	231匹	239頭	229頭	224頭	240頭	236頭
	合計	499頭	545匹	575頭	539頭	465頭	581頭	566頭

※補助金額（1頭当たり）：犬 不妊 2,000 円、去勢 1,500 円 猫 不妊 2,500 円、去勢 2,000 円

## (3) 火葬場の運営管理

桑名市火葬場は、昭和 43 年に建設され建築後 40 年余を経過し老朽化していました。

そこで、これまでの火葬場のイメージを一新し、人生の終焉の場として市民ニーズに即した近代的で明るい、環境に配慮した都市型の火葬場として桑名市斎場「おりづるの森」を建設し、平成 22 年 10 月より供用を開始しました。

[表 5-5] 施設の状況

名 称	桑名市斎場
所 在 地	桑名市新西方七丁目 16 番地
建設年度	平成 22 年度
建物概要	斎場、葬儀場、その他(事務所等)

主要施設	大型人体炉(8)、大型動物炉(1)、動物室(1)、告別室(2)、収骨室(2)、霊安室(1)、待合室(6)、キッズルーム(1)、式場(大)(50席程度)(2)、式場(小)(10席程度)(1)、遺族控室(2)、和室(2)、会議室(2)、事務室(1)、授乳室(1)、立体駐車場(127)、平面駐車場(28)、大型バス(2)、マイクロバス(3)、車椅子・思いやりスペース(3)
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[表 5-6] 使用料金 ※令和 4 年 4 月 1 日現在

種 別		桑名市斎場	
		市内	市外
大人	1 体	12,000 円	120,000 円
小人	1 体	6,000 円	60,000 円
死産児	1 体	6,000 円	60,000 円
身体の一部	1 件	6,000 円	60,000 円
死胎、胞衣 又は産汚物	1 件	3,600 円	36,000 円
動物(鹿・猪以外) 合同火葬	1 件	4,570 円	45,820 円
動物(個別火葬)	1 件	16,500 円	55,000 円
動物 (鹿・猪)	1 件	5,080 円	50,910 円
葬儀場(大)	1 回	251,360 円	502,730 円
葬儀場(小)	1 回	66,000 円	132,000 円
霊安室	1 日につき	6,200 円	62,120 円
会議室	3 時間まで	1,220 円	2,440 円

[表 5-7] 利用件数

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
大人	1,393 件	1,485 件	1,476 件	1,486 件	1,430 件	1,453 件	1,649 件
小人	3 件	2 件	2 件	4 件	4 件	4 件	3 件
死産児	22 件	22 件	22 件	27 件	15 件	20 件	12 件
産汚物	3 件	7 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
犬猫の類	1,936 件	2,137 件	2,065 件	2,182 件	2,084 件	1,917 件	2,151 件
合 計	3,357 件	3,653 件	3,565 件	3,699 件	3,533 件	3,394 件	3,815 件

#### (4) 廃棄物対策

桑名市の令和 3 年度年間ゴミ排出量(資源物回収量は除く)は 41,166.7t で、その内訳は、家庭系ゴミ 26,246.2t (63.76%)、事業系ゴミ 14,920.5t (36.24%) となっています。資源物の回収については、現在、2 方式(自治会資源物回収・市内スーパー駐車場等への持

込み) で実施しています。近年では資源物回収が定着してきており、令和3年度の資源物回収実績は2,760.9tとなりました。集計に含まれない民間回収所での回収が増えているので、令和2年度に比べて42.5t減っています。

[表 5-8] ゴミの排出量

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
家庭系(収集)	27,391.5t	27,067.2t	27,257.4t	27,367.5t	27,774.8t	27,681.1t	26,246.2t
事業系(搬入)	16,405.0t	15,951.4t	15,483.4t	16,196.4t	16,723.3t	15,282.8t	14,920.5t
合 計	43,796.5t	43,018.6t	42,740.8t	43,563.9t	44,498.1t	42,963.9t	41,166.7t

[表 5-9] 資源物回収量

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
資源物	6,232.5t	5,654.5t	5,118.4t	4,617.0t	4,176.4t	2,803.4t	2,760.9t

## 6. 自然環境

### (1) 天然記念物

多度のイヌナシ自生地は、平成22年8月5日、国の天然記念物に指定されました。また、美鹿の神明スギに続き平成25年3月25日、嘉例川ヒメタイコウチ生息地が県の天然記念物に指定されました。そして市の天然記念物としては、力尾地区嘉例川火山灰層が平成25年10月9日に指定されました。天然記念物の多くは住宅地及びその近郊にあり、人為的な影響を受けやすいことから、周辺環境の改変には十分な配慮を行い、関係部署との連携を図りながら、天然記念物を保護していくよう努めています。

[表 6-1] 桑名市の天然記念物

指定	名 称	場 所	指定期日
国	多度のイヌナシ自生地	桑名市多度町多度	H22.08.05
県	美鹿 <small>びろく</small> の神明スギ <small>しんめい</small>	桑名市多度町美鹿	S18.04.22
県	嘉例川 <small>かれがわ</small> ヒメタイコウチ生息地	桑名市嘉例川	H25.03.25
市	太夫 <small>たゆう</small> の大樟 <small>おおくす</small>	桑名市太夫	S34.07.17
市	芳ヶ崎 <small>はがさき</small> のクロガネモチ	桑名市芳ヶ崎	S41.11.22
市	照源寺 <small>しょうげんじ</small> の夫婦マツ <small>めおと</small>	桑名市東方	S50.03.07
市	ヒメタイコウチ	桑名地区・多度地区	S60.12.09
市	長島 <small>おおまつ</small> の大松	桑名市長島町西外面	H07.04.13
市	宇賀 <small>うが</small> 神社シイの森	桑名市多度町柚井	H11.06.28
市	力尾地区 <small>ちからお</small> 嘉例川 <small>かれがわ</small> 火山灰層	桑名市多度町力尾	H25.10.09



## (2) 自然環境調査

桑名市環境基本条例に基づき、桑名市地域の自然環境を保護するため、平成 20 年度から平成 28 年度まで自然環境保護推進員による現地調査を行いました。平成 25 年 3 月には、調査結果から主な生きものについて紹介する冊子とマップ版の「くわなの生きもの」を発行しました。

また、自然環境に対する関心を高めてもらうため、イヌナシの花を見る会、イヌナシ自生地保全活動等の行事を開催し、多くの方にご参加いただきました。

## 7. 資料編

### (1) 公害関係法令等に基づく対象施設届出状況（令和 3 年度）

[表 7-1] 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばい煙発生施設数

施設名	法関係	条例関係
ボイラー	168	38
鋳物用溶解炉	30	35
金属用溶解炉	40	1
窯業用焼成炉、溶融炉	2	
乾燥炉		
廃棄物焼却炉	4	
鉛等精錬用溶解炉等	1	
合成樹脂用反応炉		2
ガスタービン	4	
ディーゼル機関	90	1
酸洗炉、メッキ施設等		179
合計	339	256

[表 7-2] 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設数

施設名	法関係	条例関係
鉱物、土石の堆積場	10	10
ベルトコンベア及びバケットコンベア	75	227
粉砕機、摩砕機		6
ふるい	3	8
食品等製造用の原料精選施設、粉砕施設		4
セメント加工用セメントサイロ、パッチャープラント等		3
金属加工用等のブラスト、シェークアウトマシン、古砂回収装置等		371
チップパー、砕木機		3
合計	88	632

[表 7-3] 水質汚濁防止法に基づく特定施設

施設名	施設数
1の2 畜産農業の豚房施設等	13
2 畜産食料品製造業の用に供する原料施設、湯煮施設等	14
3 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設、湯煮施設等	19

4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	1
5	みそ、しょう油製造業の用に供する洗浄施設、湯煮施設等	3
8	パン、菓子製造用の粗製あんの沈でん槽	13
9	米菓製造用等の洗米機	12
10	飲料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等	13
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	2
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	6
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	21
18の2	冷凍調理食品製造業のように供する洗浄施設等	2
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	2
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	5
60	砂利採取業の水洗式分別施設	13
61	鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、湿式集じん施設等	5
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設等	1
63	金属製品、機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	389
64	ガス供給業等の用に供するガス冷却洗浄施設等	1
64の2	水道施設等の浄水施設での沈殿施設、ろ過施設	5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	145
66	電気めっき施設	5
66の3	旅館業の用に供する厨房施設、洗濯施設、入浴施設	435
66の5	弁当仕出屋等の用に供する厨房施設(総床面積 360 m <sup>2</sup> 以上)	9
66の6	飲食店の厨房施設、洗濯施設、入浴施設	13
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	24
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	28
68の2	病院(病床 300 以上)の厨房施設、洗浄施設等	30
71	自動式車両洗浄施設	77
71の2	科学技術の研究試験等を行う機関の洗浄施設等	9
71の5	トリクロロエチレンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設(処理対象人員 501 人以上)	51
73	下水道終末処理施設	4
81	指定地域特定施設(処理対象人数 201 人以上 500 以下)	50
	合 計	1,423

[表 7-4] 騒音規制法に基づく特定施設

施設名	工場等数	施設数
1 金属加工機械	65	421
2 空気圧縮機及び送風機	109	666
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機及び分級機	3	6
4 織機(原動機を用いるもの)	8	168
5 建設用資材製造機械	1	1
6 穀物用製粉機(ロール式のもの)		
7 木材加工機械	30	83
8 抄紙機		
9 印刷機械(原動機を用いるもの)	6	34
10 合成樹脂用射出成形機	8	152
11 鑄型造型機(ジョルト式のもの)	8	155
合 計	238	1,686

[表 7-5] 振動規制法に基づく特定施設

施設名	工場等数	施設数
1 金属加工機械	41	391
2 圧縮機(冷凍機を用いるものを除く)	75	320
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機及び分級機	1	2
4 織機(原動機を用いるもの)	5	143
5 コンクリートブロックマシン、コンクリート管・柱製造機械		
6 木材加工機械	4	4
7 印刷機械	4	9
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)		
9 合成樹脂用射出成形機	8	155
10 鋳造型機(ジョルト式のもの)	7	131
合計	145	1,155

[表 7-6] 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設(騒音)

施設名	工場等数	施設数	
金属製品の製造又は加工の用に供する	1 圧延機械		
	2 製管機械		
	3 ベンディングマシン(ロール式のもの)		
	4 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	5	44
	5 機械プレス	12	69
	6 せん断機		6
	7 鍛造機	1	77
	8 ワイヤフォーマーマシン	1	4
	9 ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)	16	41
	10 タンブラー	5	107
	11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	2	73
	12 高速切断機	11	49
13 空気圧縮機	47	250	
14 送風機	18	270	
15 ガス圧縮機	37	225	
16 真空ポンプ	8	38	
17 冷房機及び冷却塔	79	751	
土石用又は鉱物の粉碎の用に供する	18 破碎機	3	21
	19 摩砕機	1	5
土木用又は鉱物のふるいわけの用に供する	20 ふるい	1	19
	21 分級機		4
22 繊維製品の製造の用に供する織機	2	22	
建設用資材の製造の用に供する	23 コンクリートプラント	1	7
	24 アスファルトプラント	1	3

25 穀物用製粉機			
木材の加工の用に供する	26 ドラムパーカー		
	27 チッパー	2	3
	28 碎木機		
	29 帯のご盤	11	20
	30 丸のご盤	1	7
	31 かんな盤	3	6
32 抄紙機			
33 印刷機械			1
34 合成樹脂用射出成形機		4	43
35 段ボール製造用コルゲートマシン		1	3
合 計		273	2,168

[表 7-7] 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（振動）

施 設 名		工場等数	施設数
金属製品の製造又は加工の用に供する	1 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	6	53
	2 機械プレス	14	95
	3 せん断機	1	20
	4 鍛造機	1	73
	5 ワイヤフォーミングマシン		
	6 ベンディングマシン		
7 ディーゼルエンジン（非常用を除く）		7	15
8 振動コンベアー		6	356
9 圧縮機（冷凍機に用いるものを除く）		46	207
10 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機		5	42
11 織機（原動機を用いるもの）			
12 製網機（原動機を用いる結節型のもの）			
13 コンクリートブロックマシン、コンクリート管・柱製造機械			8
木材加工の用に供する	14 ドラムパーカー	1	11
	15 チッパー	1	2
16 印刷機械			1
17 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）			
18 合成樹脂用射出成形機		4	43
19 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）		2	84
20 ダイカストマシン			26
21 シェークアウトマシン		2	32
22 遠心分離機（洗濯用脱水機含む）			3
合 計		96	1,071

(2) 環境基準

[基-1] 大気汚染に関する環境基準

汚染物質	環境上の条件	人の健康への主な影響
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	喉や肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	気道や肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	喉や肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	喉や肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。

[基-2] 三重県の大気汚染に係る環境保全目標

県民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、三重県独自で定めたものであり、県としての環境保全対策を進めていくための行政上の目標。

汚染物質	環境保全目標値
二酸化硫黄	年平均値が0.017ppm以下であること
二酸化窒素	年平均値が0.02ppm以下であること

[基-3] 窒素酸化物

施設名	規模	区分	排出ガス規模 (万N m <sup>3</sup> /h)	基準 (ppm)	備考
ボイラー (電気、廃熱利用は除く)	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50 L/h 以上	1. ガス専焼	50 以上	60	小型ボイラー (伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 未満のもの。) であって、ガス専焼、軽質液体燃料専焼並びにそれらを混焼させるものについては、排出基準の適用は当分の間猶予される。
			4~50 未満	100	
			1~4 未満	130	
			1 未満	150	
		2. 固体燃料	70 以上	200	
			4~70 未満	250	
			4 未満	300	
		2の2. 固体燃料 (伝熱面積:10 m <sup>2</sup> 未満)		350	
		2の3. 液体燃料 (伝熱面積:10 m <sup>2</sup> 未満)		260	
		3. (1~2の3以外)	50 以上	130	
1~50 未満	150				
1 未満	180				
ガス発生炉	石炭、コークス 20t/日以上 重油換算 50l/h 以上	4.		150	水性ガス又は油ガスの発生用
加熱炉				150	
焙焼炉	原料処理 1t/h 以上	5.		220	金属精錬又は無機化学工業品製造用
焼結炉		6.		220	
煨焼炉		7.		200	

熔鋳炉	原料処理 1t/h 以上	8.		100	金属精錬用
溶解炉	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 羽口面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50 L/h 以上 変圧器 200KVA 以上	9.		180	金属精製 又は鑄造用
加熱炉		10. ラジアントチューブ 型	1~10 未満	150	金属の鍛造 又は圧延又 は熱処理用
		11. 鍛接鋼管用	1~10 未満	180	
		12. (10, 11 以外)	10 以上	100	
			1~10 未満	130	
			0.5~1 未満	150	
			0.5 未満	180	
		13.	4 以上	100	石油・石油化 学製品又は コールター ル製品製造 用
			1~4 未満	130	
0.5~1 未満			150		
0.5 未満	180				
触媒再生 塔	炭素燃焼能力 0.2t/h 以上	14.		250	石油精製の 流動接触分 解装置
燃焼炉	重油換算 6l/h 以上	15.		250	石油ガス洗 浄装置の硫 黄回収装置
焼成炉 溶融炉	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50 L/h 以上 変圧器 200KVA 以上	16. 石灰燃焼炉		250	窯業製品 製造用
		17. セメント焼成炉	10 以上	250	
			10 未満	350	
		18. 耐熱レンガ又は 耐火物原料製造用		400	
		19. 板ガラス及び ガラス繊維製造用		360	
		20. 光学ガラス、電 気ガラス又はフリ ット製造用		800	
		21. (ガラス製造用 で 19, 20 以外)		450	
22. (16~21 以外)		180			
反応炉 直火炉 乾燥炉		23.		180	無機化学 食品製造
		24.		230	
廃棄物 焼却炉	火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 0.2t/h 以上	25. 浮遊回転燃焼式 (連続炉)		450	
		26. ニトロ化合物、 アミノ化合物、シア ノ化合物等を製造、 使用する工程又は アンモニアを用い る排水処理工程か らの廃棄物の焼却 (連続炉)	4 未満	700	
		27. (25, 26 以外)	(連続炉以外 は 4 以上)	250	
焙焼炉	原料処理 0.5t/h 以上 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 羽口面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 20L/h 以上	28.		220	銅、鉛、亜鉛 の精錬用
焼結炉		29.		220	
溶鋳炉		30. 亜鉛精錬用鋳さ い処理炉		450	
		31. (30 以外)		100	

溶解炉		32. 銅精錬用精製炉		330	
		33. (32 以外)		180	
乾燥炉		34.		180	
反応炉	重油換算 31/h 以上	35.		180	活性炭製造用 (塩化亜鉛を使用するもの)
焼成炉	原料処理 0.08t/h 以上	36.		180	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 (燐鉱石を原料とするもの)
溶解炉	重油換算 501/h 以上 変圧器 2001/h 以上	37.		600	
乾燥炉	原料処理 0.08t/h 以上 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 501/h 以上	38.		180	トリポリ燐酸ナトリウム製造用 (燐鉱石を原料とするもの)
焼成炉		39.		180	
溶解炉	重油換算 101/h 以上 変圧器 20kVA 以上	40.		180	鉛の二次精錬用 鉛の管、板、線の製造用
	重油換算 41/h 以上 変圧器 20kVA 以上	41.		180	鉛蓄電池の製造用
	容量 0.1 m <sup>2</sup> 以上	42.		180	鉛系顔料の製造用
反射炉	重油換算 41/h 以上	43.		180	
反応炉	変圧器 20kVA 以上	44.		180	
吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	合成・漂白・濃縮能力 0.1t/h 以上	45.		200	硝酸の製造用
コークス炉	原料処理 20t/h 以上	46.		170	
ガスタービン	重油換算 501/h 以上	47.		70	
ディーゼル機関		48.		950	
ガス機関	重油換算 351/h 以上	49.		600	
ガソリン機関		50.		600	

[基-4] ばいじん (抜粋：一般排出基準)

施設名	規模	種類	排出ガス規模 (万 N m <sup>3</sup> /h)	基準 (g/N m <sup>3</sup> )	備考
ボイラー (電気、廃熱利用は除く)	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 (8 m <sup>2</sup> 以上) 重油換算 50 L/h 以上 (50 m <sup>2</sup> 未満)	1. ガス専焼	4 以上	0.05	小型ボイラー (伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 未満のもの。) であって、ガス専焼、軽質液体燃料専焼並びにそれらを混焼さ
			4 未満	0.10	
		2. 液体燃料専焼並びにガス・液体燃料混焼	20 以上	0.05	
			4~20 未満	0.15	
			1~4 未満	0.25	
			1 未満	0.30	

					せるものについては、排出基準の適用は当分の間猶予される。
		(3~6 省略)			
ガス発生炉	石炭、コークス 20t/日以上	7.		0.05	水性ガス又は油ガスの発生用
加熱炉	重油換算 50l/h 以上	8.		0.10	
焙焼炉	原料処理能力 1t/h 以上 (1t/h 未満)	9.	4 以上	0.10	金属精錬又は無機化学工業品製造用
			4 未満	0.15	
焼結炉		10. フェロ Mn 製造用		0.20	
		11. (10 以外)		0.15	
か焼炉		12.	4 以上	0.20	
	4 未満		0.25		
溶鉱炉	原料処理能力 1t/h 以上	13. 高炉		0.05	金属精錬用
		14. (13 以外)		0.15	
転炉		15.		0.10	
平炉		16.	4 以上	0.10	
	4 未満		0.20		
溶解炉		17.	4 以上	0.10	金属精製又は鑄造用
			4 未満	0.20	
加熱炉	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 (溶解炉 0.5 m <sup>2</sup> 以上) (加熱炉 0.8 m <sup>2</sup> 以上) 羽口面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 (溶解炉 0.25 m <sup>2</sup> 以上) 重油換算 50 L/h 以上 (40 L/h 以上) 変圧器 200KVA 以上 (溶解炉 150KVA 以上)	18.	4 以上	0.10	金属の鍛造又は鑄造用
			4 未満	0.20	
			19.	4 未満	0.15
触媒再生炉	炭素燃焼能力 0.2t/h 以上 (0.1t/h 以上)	20.		0.20	石油精製の流動接触分解装置
燃焼炉	重油換算 6l/h 以上	21.		0.10	石油ガス洗浄装置の硫黄回収装置
焼成炉	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50 L/h 以上 変圧器 200KVA 以上	22. 石灰用土中釜		0.40	窯業製品製造用
		23. (22 以外)		0.30	
		24. セメント製造用		0.10	
		25. 耐火レンガ又は耐火物原料製造用	4 以上	0.10	
			4 未満	0.20	
26. (22~25 以外)	4 以上	0.15			
	4 未満	0.25			
溶解炉		27. 板ガラス又はガラス繊維製品製造用	4 以上	0.10	
			4 未満	0.15	
		28. 光学ガラス、電	4 以上	0.10	



		気ガラス又はフリット製造用	4 未満	0.15		
		29. (27, 28 以外)	4 以上	0.10		
			4 未満	0.20		
反応炉及び直火炉	火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50l/h 以上 変圧器 200kVA 以上	30.	4 以上	0.15	無機化学工業品、食料品製造用	
乾燥炉			4 未満	0.20		
		31. 骨材乾燥炉		0.50		
		32. (31 以外)	4 以上	0.15		
			4 未満	0.20		
電気炉	変圧器 1000kVA 以上 (600kVA 以上)	33. 合金鉄（珪素含40%以上）製造用		0.20	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイドの製造用	
		34. 合金鉄、カーバイド製造用		0.15		
		35. (33, 34 以外)		0.10		
廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 焼却能力 0.2t/h 以上	36.	焼却能力 4t/h 以上	0.04		
			焼却能力 2t/h 以上、4t/h 未満	0.08		
			焼却能力 2t/h 未満	0.15		
焙焼炉	原料処理 0.5t/h 以上 (0.3t/h 以上)	38.	4 以上	0.10	銅、鉛、亜鉛の精錬用	
焼結炉			4 未満	0.15		
溶鋳炉	火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 (0.3 m <sup>2</sup> 以上)	39.		0.15		
転炉	羽口面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 (0.15 m <sup>2</sup> 以上)	40.		0.15		
溶解炉	重油換算 20 L/h 以上 (10 L/h 以上)	41.	4 以上	0.10		
			4 未満	0.20		
乾燥炉		42.	4 以上	0.15		
			4 未満	0.20		
反応炉	重油換算 31/h 以上	43.		0.30		活性炭製造用（塩化亜鉛を使用するもの）
電解炉	電流容量 30kA 以上	44.		0.05		アルミニウム製錬用
焼成炉	原料処理 0.08t/h 以上 (0.05t/h 以上) 重油換算 50 L/h 以上 (40l/h 以上)	45.		0.15	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用（燐鉱石を原料とするもの）	
溶解炉	変圧器 200kVA 以上 (150kVA 以上)	46.		0.20		
乾燥炉	原料処理 0.08t/h 以上 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 重油換算 50 L/h 以上	47.		0.10	トリポリ燐酸ナトリウム製造用（燐鉱石を原料とするもの）	
焼成炉				0.15		
溶解炉	重油換算 10 L/h 以上 変圧器 40kVA 以上	48.	4 以上	0.10	鉛の二次精錬用 鉛の管、板、線の製造用	
			4 未満	0.20		

溶解炉	重油換算 4L/h 以上 変圧器 20kVA 以上	51.	4 以上	0.10	鉛蓄電池の 製造用
			4 未満	0.15	
溶解炉	容量 0.1 m <sup>3</sup> 以上 重油換算 4l/h 以上 変圧器 20kVA 以上	52.	4 以上	0.10	鉛系顔料の 製造用
			4 未満	0.15	
反射炉		53.		0.10	
反応炉		54.		0.05	
コークス 炉	原料処理 20t/h 以上	55.		0.15	
ガスター ビン	重油換算 50l/h 以上	56.		0.05	
ディーゼ ル機関		57.		0.10	
ガス機関	重油換算 35l/h 以上	58.		0.05	
ガソリン 機関		59.		0.05	

※ ( ) 内は、三重県生活環境の保全に関する条例による基準

[基-5] 粉じん構造使用管理基準 (抜粋)

	施設名	施設規模	構造等に関する基準
一	鉱物(コークスを含み、 石綿を除く。以下同 じ。)又は土石の堆積場 ※チップ堆積場(面積 300 m <sup>2</sup> 以上)	面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※面積が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積 する場合は、次の各号の 1 に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造建築物内に設置されて いること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が行われて いること。
二	ベルトコンベア及びバ ケットコンベア(鉱物、 土石又はセメントの用 に供するものに限り、 密閉式のものを除く) ※チップを含む	ベルト幅が 75 cm 以上であ るか又はバケットの内容 積が 0.03 m <sup>3</sup> 以上であるこ と	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメン トを運搬する場合は次の各号の 1 に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造建築物内に設置されて いること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん 機が設置され並びにコンベアの積込部及び積降部以 外の集じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は 第 4 号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられ ていること。
三	破碎機及び摩砕機(鉱 物、岩石又はセメント の用に供するものに限 り湿式のもの及び密閉 式のものを除く)	原動機の定格出力が 75kW 以上であること ※原動機の定格出力が 15kW 以上 75kW 未満である こと	次の各号の 1 に該当すること 1. 粉じんが飛散しにくい構造建築物内に設置されて いること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられ ていること。
	ふるい(鉱物、岩石、又 はセメントの用に供す るものに限り湿式のも のを除く)	原動機の定格出力が 15kW 以上であること ※原動機の定格出力が 7.5kW 以上 15kW 未満であ ること	

四	※動力打面機及び動力混打綿機	※原動機の定格出力が 5kW 以上のものであること	次の各号の 1 に該当すること 1. 粉じんが飛散しにくい構造建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	※セメント加工の用に供するセメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント及び砂利選別施設		
	※金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供するサンドクラスト、ショットグラス、シェークアウトマシン並びに砂利処理施設のうち古砂回収装置、砂ふるい装置、及び混練装置		
	※チッパー及び碎木機	※原動機の定格出力が 5kW 以上のものであること	
五	※吹付け塗装機	※吹付け能力が 1 時間当たり 30L であること	次の各号の 1 に該当すること 1. 粉じんが飛散しにくい構造建築物内に設置されていること。 2. 集じん機が設置されていること。 3. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

※は、三重県生活環境の保全に関する条例によるもの

[基-6] 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以上
C	水産 3 級 工業用水 1 級 D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- ※ 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産施物用  
 水産 3 級：コイ、フナ、β-貧腐性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

[基-7] 生活環境に関する排水基準（抜粋：排水量平均 50 m<sup>3</sup>/日以上）

項目	許容限度 (A)	上のせ基準（三重県）			
		第 1 種水域（その支派川を含む）及び これに接続し流入する水路水域		その他の水域	
		新設の特定 事業所	既設の特定事 業場(1日平均 400 m <sup>3</sup> 以上の 排水に適用)	新設	新設以外(1日 平均 400 m <sup>3</sup> 以 上に適用)
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	160 (日間平均120)	25 (日間平均20)	65 (日間平均50)	130 (日間平均100)	130 (日間平均100)
化学的酸素 要求量 (COD)	160 (日間平均120)	25 (日間平均20)	(A)と同じ	130 (日間平均100)	130 (日間平均100)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	130 (日間平均100)	130 (日間平均100)
ノルマンヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	1日平均 400 m <sup>3</sup> 以上の排水に 適用(日間平均1)	日間平均 1	(A)と同じ	(A)と同じ
ノルマンヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	1日平均 400 m <sup>3</sup> 以上の排水に 適用(日間平均1)	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
フェノール類含有量	5	1	1	1	1
銅含有量	3	1	1	1	1
亜鉛含有量	5	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
溶解性鉄含有量	10	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
溶解性マンガン含有量	10	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
クロム含有量	2	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ
大腸菌群数	日間平均3,000	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ	(A)と同じ

※各項目は、業種によって適用の可否について例外がある。

[基-8] 指導基準値及び測定回数

指導対象事業場		排 出 水		
区 分	規 模	CODに係る 指導基準値	COD及び流量 の測定回数	備 考
化学的酸素要求量 (COD)に係る指導基準	日平均排水量が 20 m <sup>3</sup> 以上のもの	160 mg/L	年 1 回以上	COD 及び流量の 測定結果は 3 年 間保存する。
未規制事業場	日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上のもの			

[基-9] 水質汚濁法に係る有害物質に関する排水基準

有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	有害物質の種類	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	シアン 1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルメトン及びEPNに限る）	1	1,1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム及びその化合物	六価クロム0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	水銀 0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チラウム	0.06
P C B	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	セレン 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：ほう素 10 海域に排出されるもの：ほう素 230		
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：ふっ素 8 海域に排出されるもの：ふっ素 15		
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸 性窒素の合計 100		
ジオキサン	0.5		

[基-10] 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	時間の区分		該当地域
	昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種、第 2 種低層住宅専用地域、及び第 1 種、第 2 種中高層住 宅専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種、第 2 種住宅地域、及び準住居地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業 地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

[基-11] 道路交通振動の限度

区域	時間の区分		該当地域
	昼間 (8～19時)	夜間 (19～翌8時)	
第1種区域	65dB以下	60dB以下	都市計画法第8条の規定により定められた第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	70dB以下	65dB以下	都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

[基-12] 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	時間の区分			該当地域
	昼間 (8～19時)	朝(6～8時) 夕(19～22時)	夜間 (22～翌6時)	
第1種区域	50dB	45dB	40dB	低層住専
第2種区域	55dB	50dB	45dB	中高層住専、住居
第3種区域	65dB	60dB	55dB	近隣商業、商業、準工業
第4種区域	70dB	65dB	60dB	工業
その他地域	60dB	55dB	50dB	工業専用地域を除く

第2種・第3種・第4種区域内の学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内は、5デシベルを減じた値とする。

[基-13] 工場等において発生する振動の規制基準

区域	時間の区分		該当地域
	昼間 (8～19時)	夜間 (19～翌8時)	
第1種区域	60dB	55dB	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域
第2種区域	65dB	60dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、市街化調整区域

第2種区域内の学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内は、5デシベルを減じた値とする。

[基-14] (特定) 建設作業に係る騒音、振動規制基準

規制種別	区域	騒音規制法	振動規制法	三重県生活環境の保全に関する条例	適用除外
基準値	1号区域	85dB	75dB	騒音：85dB 振動：75dB	
	2号区域				
作業禁止時間	1号区域	19時～7時			①②③④
	2号区域	22時～6時			
最大作業時間	1号区域	10時間/日			①②
	2号区域	14時間/日			

最大作業 日数	1号区域	連続6日	①②
	2号区域		
作業 禁止日	1号区域	日曜日・休日	①②③④⑤
	2号区域		

※1. 基準値は、(特定)建設作業の場所の敷地境界線での値

※2. 1号区域：下記の「2号区域」を除く区域

2号区域：工業地域及び知事が指定した地域（ただし、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く）

※3. 適用除外

①災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合

②人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に作業を行う必要がある場合

③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間（又は休日）に作業を行う必要がある場合

④道路法又は道路交通法の規制に基づき条件が付された場合

⑤変電所の変更工事で行う必要がある場合

[基-15] 悪臭物質の規制基準、におい、主な発生源

物質名	規制基準 (ppm)	におい	主な発生源
アンモニア	1	し尿のような臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵のような臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
ニ硫化メチル	0.009		
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさい臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	0.4	都市ガスのような臭	化学工場、FPR製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノリマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のような臭	
イソ吉草酸	0.001		
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
イソブチルアルデヒド	0.02	むせるような甘酸っぱい焦げた臭	
ノルマルバレアルデヒド	0.009		
イソバレアルデヒド	0.003		
イソブタノール	0.9	刺激的な醜酵した臭	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場等
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭	
メチルイソブチルケトン	1		
トルエン	10	ガソリンのような臭	
キシレン	1		